

明治学院大学学友会幹事選出細則

2024年3月15日 常務理事会承認

2024年9月21日 校友会幹事会承認

(趣旨)

第1条 本細則は、明治学院大学学友会規程第11条第4号に基づき、学友会幹事(以下「幹事」という。)の選出について定める。

(各グループ長)

第2条 学友会運営委員会運営細則に定める、支部支援グループ、企画広報グループ、学生支援グループの各グループ長は、幹事を務めることとする。

(地域ブロックからの選出)

第3条 13の地域ブロックのブロック長の中から、地域差等を考慮して、次の通り、全国ブロック長会議の決議により幹事を選出する。

- (1) 北海道ブロック、東北ブロックから1名
- (2) 北関東ブロック、埼玉ブロック、東京・海外ブロック、千葉ブロック、神奈川ブロックから4名
- (3) 北陸ブロック、甲信越ブロック、東海ブロックから1名
- (4) 近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州・沖縄ブロックから1名

2 13の地域ブロックの学友会員の中から、地域差等を考慮して、次の通り、全国ブロック長会議の決議により幹事を選出する。但し、本項に基づく幹事の選出にあたっては、原則として、2007年3月以降の卒業生から選出するものとする。

- (1) 北海道ブロック、東北ブロックから1名
- (2) 北関東ブロック、埼玉ブロック、東京・海外ブロック、千葉ブロック、神奈川ブロックから4名
- (3) 北陸ブロック、甲信越ブロック、東海ブロックから1名
- (4) 近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州・沖縄ブロックから1名

(細則の改廃)

第4条 本細則の改廃は、常任幹事会の議を経て、幹事会の承認を得るものとする。

付 則

1 この細則は、2025年3月11日から施行する。なお、本細則の制定に伴い、2025年3月10日をもって「明治学院大学校友会幹事選出規程」を廃止する。